鳥取県障がい者プラン改定の概要

１　計画期間

①障がい者計画：９年間（令和６年度から令和14年度まで）

②障がい(児)福祉計画：３年間（令和６年度から令和８年度まで）

※工賃向上・文化芸術活動推進は、プランの改定周期に合わせて６年間（令和６年度から11年度まで）

２　プランの位置付け

①障がい者計画：障害者基本法に基づき、各分野における障がい者施策の基本的な方針や方向性等を規定

②障がい(児)福祉計画：障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス見込量や提供体制の確保等を規定

３　主な改正内容

　　① 国のナビゲーションガイドの方針（可能な限り計画の一元化）を踏まえ、従来、別に作成していた「工賃３倍計画」・「障がい者アート計画」について、障がい者プランに一元化する。

　② 第５次障害者基本計画、障害者権利条約に基づく国連勧告内容、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づ

　　くり推進条例に基づく理念等を踏まえ、総合的・横断的に反映する内容として、以下の項目を新たに明記する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 障害者の権利に関する条約に基づく国連勧告への対応 | 国全体の対応状況等を踏まえた県として必要な取組の実施 |
| 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進 | 障がいのある女性、子ども、高齢者に対する配慮を念頭に置いた施策の実施 |
| 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現 | SDGｓ実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組む共生社会の実現に向けた取組の推進 |
| 感染症対策、新たな生活様式等への対応 | 感染症拡大時における情報取得等に対する対応・配慮や、障害福祉サービス事業継続等の支援 |
| 緊急時における対応 | 緊急時に提供される避難所や、全ての障がい者がＩＣＴ機器等を含む様々な手段で必要な情報が得られる体制の確保 |
| 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進 | 条例の理念に基づく、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進 |

③ 各分野別の施策において、主に以下を新規・拡充内容として盛り込む。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主な新規・拡充内容等 |
| １．生活支援 | ○ 障がい児支援の充実 ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整スキームの構築、支援体制の整備 ・ きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」を核とした切れ目ない支援体制の構築○ 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）の支援強化（強度行動障がい児者） ・ 強度行動障がい者の受け皿確保の促進、適切なサービス利用のための体験利用の促進 ・ 在宅強度行動障がい者の安定的なサービス利用のための支援体制構築（医療的ケア児者） ・ 大型福祉車両の導入費用補助等による移動の際の身体的、経済的負担軽減のための支援 ・ 医療的ケア児等支援センターを核とした地域生活の支援 |
| ２．保健・医療 | 〇 精神保健・医療の提供等 ・ 地域移行を目指す精神障がい者に対し多職種、多機関が連携して行う取組の全県的な展開 |
| ３．安全・安心 | 〇 防災対策の推進、感染症等への備え ・ 市町村が行う個別避難計画作成への支援 ・ 医療的ケアを要する方の避難に係る対応力の向上 |
| ４．情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実 | 〇 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ・ ＩＣＴ機器利用等の支援体制充実、情報アクセシビリティ向上の推進○ 手話言語条例に基づく施策の展開 ・ 手話パフォーマンス甲子園、手話フェス等の取組を通じた手話言語の継続的な情報発信 ・ 遠隔手話サービス等の利用促進、定着化等を通じた新しいコミュニケーション環境創出 |
| ５．生活環境 | 〇 公共施設等のバリアフリー化の推進 ・ 利用者、専門家の立場から助言するＵＤアドバイザー登録者数の増加の促進 |
| ６．雇用・就業等 | 〇新たな目標として、「魅力ある就労Ｂ型実現目標」を設定。・工賃の向上に関する全体目標（工賃支払総額を、計画策定当初（H19）と比較して、４倍以上の水準を目指す。平均工賃月額について、年2.2%以上の伸びを確保することを目指す）・就労時間の向上に関する全体目標（利用者の一人当たり月平均就労時間を上昇傾向に転換させることを目指す）・満足度の向上に関する全体目標（利用者の満足度が限りなく100％に近づくよう、利用環境の充実を目指す）※工賃３倍計画を一元化 |
| ７．教育、スポーツ | 〇 教育 ・ 多様な学びの場の整備等による、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組の構築○ スポーツ等の推進 ・ 東京デフリンピック等を見据えた、トレーニング、大会参加等への支援 |
| ８．文化・芸術 | ○知的・発達障がいのある人やその家族も参加しやすい公演の促進、共生社会の実現に向けた牽引力となる優れた活動の支援、2025年大阪・関西万博の機会を活かした積極的な発信等 ※障がい者アート計画を一元化 |
| ９．差別の解消及び権利擁護の推進 | 〇 障がいを理由とする差別解消の推進 ・ 民間事業者の合理的配慮の提供義務化に伴う、広報、啓発活動等の一層の推進 |
| １０．あいサポート運動の推進等 | 〇 あいサポート運動の推進 ・ あいサポート運動15周年を契機とした、運動の周知の一層の推進によるあいサポーターの更なる拡大 |

④ 障がい（児）福祉計画（サービス等の提供体制に係る目標等）として、基本的な方針として国が示す「国基本指針」による設定を基本としつつ、実態に即し、県としての数値目標を設定（主なものを抜粋）。

　○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数

　・これまでの実績をベースに、地域移行に向けた具体的取組を推進する事業の実施による移行者数増を加味

　　　　　　 12人（第6期(R3～5)計画実績見込)） + 9人（年間3人 × 3年間）＝21人以上

　　　　　　※参考：国基本指針による設定　（令和４年末施設入所者数 926人） × ６％ ＝ 56人以上

　○ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

　 ・ 国基本指針に基づき、児童発達支援センターの未設置市町村を含む全市町村でセンターの設置（圏域設置可）若しくは同等の体制を整備すること、また、センターによる保育所等への助言、保育所等訪問支援事業の活用等によるインクルージョンを推進する体制整備を目標として設定。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 次期目標案(R8年度末) | 令和４年度末実績 |
| 児童発達支援センターの設置若しくは市町村における同等の支援体制の整備 | 19市町村 | ４市町村 |
| 児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備 | 19市町村 | 8市町村 |